

ぐんま 商工連

平成28年1月
第480号

U R L ◆http://www.gcis.or.jp
e-mail ◆kenren@gcis.or.jp
発行所 ◆群馬県商工会連合会
前橋市関根町三丁目8番地の1
Tel.027-231-9779(代)
発行者 ◆高橋基治

Gunma Prefectural Federation of Societies of Commerce and Industry

迎春



箕郷梅林

(高崎市箕郷)

日本百名城、国指定史跡箕輪城跡と並び、高崎市箕郷町を代表するのが箕郷梅林です。箕郷梅林は、東日本一の梅の産地、高崎市を代表する梅林のひとつです。関東平野を一望する丘陵には約10万本の梅が植えられており、開花時期になると純白の花で斜面が覆われ、美しい光景が眼下に広がります。

また、開花期間中は、カニ沢地区・善地地区の2会場のみさと梅まつりが開催され、毎年、県内外問わず、多くの観光客で賑わいます。まつり会場内では芸能大会、梅見茶会、もちつき大会等様々なイベントが実施されます。

なお、今年のみさと梅まつりは、3月1日から開催され、3月6日には、豊作祈願祭が実施されます。例年、中旬まで美しい梅の花を楽しむことができます。

春の訪れを箕郷で、体感してみませんか。

(写真提供：高崎市箕郷支所産業課)

CONTENTS

| | |
|--|-----|
| ■ 箕郷梅林 (高崎市箕郷) | 1 |
| ■ 新年のご挨拶 | 2~3 |
| ■ 第4回 商工会青年部グルメグランプリ | 4 |
| ■ 消費税増税に向けて早めに賢く対策を! | 5 |
| ■ 小規模企業共済 | 5 |
| ■ 平成28年経済センサス-活動調査を実施します | 6 |
| ■ 女性活躍推進法が成立しました! | 6 |
| ■ 群馬労働局の個別労働紛争解決制度のご案内 | 6 |
| ■ 国家公務員の再就職等規制にご協力を | 6 |
| ■ 県内2商工会(川場村・みなかみ町)の「経営発達支援計画」が認定されました | 7 |
| ■ 商工会改革『総括結果』報告 | 8 |
| ■ 第1回商工会改革2020検討委員会開催 | 8 |
| ■ 商工会長研修会開催 | 9 |
| ■ 自民党群馬県連「商工議員連盟」と群馬県商工会連合会との懇談会 | 9 |
| ■ 菅田先生の経営コラム | 10 |



年頭所感

群馬県商工会連合会会長

高橋 基治

皆様には輝かしい新春をお迎えになられたことと心からお慶び申し上げます。

我が国経済は、緩やかな景気回復基調にあると言われていますが、企業の9割以上を占め、国内市場に頼る多くの中小企業・小規模事業者は原材料価格の高騰や中国をはじめとするアジア新興国等経済の減速の影響により、収益改善がみられず、特に地方においては景気回復の実感が得られない状況が続いております。

その中で商工会は地域に密着した身近な経済団体として、地域で活躍する中小企業・小規模事業者を支援し、地方創生の担い手として貢献することが求められております。

群馬県商工会連合会では、昨年広域支援センターを

連合会内に設置し、『すべては会員のために』を活動理念として、伴走型支援体制を整え中小企業・小規模事業者の支援に取り組んでおります。

国の平成26年度補正予算「小規模事業者持続化補助金」では、県内商工会で820件が採択され、全国有数の成果を挙げることができました。

そして、更なる支援へと繋げるため商工会、商工会連合会ががっちりスクラムを組み、商工会の「経営発達支援計画」や、新たな商工会改革のための「ぐんま商工会2020」策定に取り組んでいます。

商工会は、今年も『行きます 聞きます 提案します』のスローガンのもと、巡回訪問を中心に皆様の現状をお聞きして、課題を見極め、積極的に事業発展の提案を行いますので引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年が、皆様にとりまして良い年になりますよう心より祈念申し上げます。

平成28年 元旦



新年のご挨拶

群馬県知事

大澤 正明

新年明けましておめでとうございます。

群馬県商工会連合会の皆さまには、健やかな新春をお迎えのことと心からお喜び申し上げます。

昨年は、「上野三碑」が世界記憶遺産の国内候補に選定され、「かかあ天下ーぐんまの絹物語ー」が日本遺産に認定されるなど、本県の歴史文化の奥深さを県内外に発信することができました。

またスポーツの面でも、「2015ぐんま冬国体」の開催や、初めてフルマラソンを導入した「ぐんま県民マラソン」が大成功を収めるなど、多くの皆さまに本県の魅力を感じていただけたものと思います。

さて、県内経済は現在、緩やかな回復基調が続いておりますが、将来にわたって県内経済を発展させていくためには、人口減少社会への対応が最重要課題であると考えています。

そのために、移住・交流人口の増加や新たな雇用の創出、少子化対策・子育て支援、女性や若者の活躍

援、障害者の就労・自立支援などに積極的に取り組みます。

また北陸新幹線の金沢延伸により一層高まった本県の拠点性を生かし、「人・もの・情報」を呼び込むことで都市力を高め、新たな拠点づくりや企業誘致、観光誘客、次世代産業の育成などにもしっかり取り組み、県内経済の維持・発展に努めてまいります。

こうした施策を、4月から新たにスタートする次期県総合計画の中にしっかりと位置付け、群馬県をさらに大きく羽ばたかせるため、全力で県政のかじ取りを行ってまいります。

県内経済の発展には、地域の商工業者の活力が不可欠です。商工会の皆さまは、その活力を最大限に発揮するために、地域の商工業者に寄り添った支援を行い、地域の支援体制の中核としてご尽力を頂いております。県としても、皆さまと力を合わせ、商工業者の支援に努めてまいりますので、引き続き、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、この一年が皆さまにとって健康で幸多い年になりますよう心から祈念申し上げ、新年のあいさつといたします。

平成28年1月1日



新年のご挨拶

群馬県議会議長

岩井 均

明けましておめでとうございます。

平成28年の新春を迎えるにあたり、群馬県商工会連合会の皆様に、県議会を代表して、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

去年は、「上野^{こうずけさんび}三碑」が世界記憶遺産の国内候補に選定され、「かかあ天下ーぐんまの絹物語ー」が日本遺産に認定されるなど、本県にとって大変喜ばしい出来事がありました。さらには、大河ドラマ「花燃ゆ」の舞台ともなり、全国の方々から多くの関心を集め、明るい話題の多い年でありました。

こうした中、県議会では、第3回後期定例会において、県内の4大学と連携した初の試みとして、「大学・県議会連携 ぐんまシチズンシップ・アカデミー」を開催いたしました。大学生を対象に本会議や特別委員会の傍聴、県議会議員との意見交換を実施したところです。また、長野・新潟県の両議長と共に、上信越三県議会議長会を開催し、議会改革、鳥獣被害対策、国際観光について協議いたしました。

県議会におきましては、「県民に開かれた議会」「県民の意思が反映される議会」を基本理念とする議会基本条例に基づき、こうした新しい取り組みを継続的に推進し、議会改革を進めて参ります。また、県民皆様の多様な意思が反映されるよう、執行機関の事務執行に対する監視・評価だけでなく、様々な機会を通じて政策の立案・提言を行い、県民の信頼に応えられる議会運営に努めて参ります。さらに、喫緊の課題である人口減少への対策など、地方創生に全力で取り組んで参ります。

今年、大河ドラマは、「花燃ゆ」から「真田丸」にバトンタッチされました。県議会といたしましては、再び本県ゆかりの大河ドラマが全国に放映されるという、この絶好の機会を活かし、歴史文化をはじめとする、温泉、自然など、本県のたくさんの魅力について、積極的な情報発信が図られるよう取り組みます。

新たな年を迎え、県民の皆様の安全・安心な暮らしを守り、活力あふれる群馬県を築くために、全力を尽くして参りますので、皆様方のお力添えを頂きますようお願い申し上げます。

結びに、群馬県商工会連合会の今後ますますのご発展とご活躍を心から祈念申し上げまして、新年のご挨拶といたします。



年頭にあたって

全国商工会連合会会長

石澤 義文

新年明けましておめでとうございます。平成28年の新春を迎えるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年我が国経済は、アベノミクス効果による回復基調からアジア経済の減速等により、景気が足踏み状態となりました。今年は東京五輪開催まで4年となり、公共投資が活気づくことに加え、5月には伊勢志摩サミットが開催されるなど、昨年以上に訪日観光客が増加することが見込まれ、景気はゆるやかながらも回復することが期待されます。

全国商工会連合会では、平成27年度を「小規模企業振興元年」と位置付け、小規模企業振興基本法や改正小規模事業者支援法を踏まえた積極的な対応や、地方創生への主体的対応を行うこと等を重点計画に据え、事業を実施してまいりました。小規模事業者を支援するための法律が制定されたことによる成果のひとつとして「地産地販施設の整備費」や「小規模事業者持続

化補助金」が大幅に拡充され、新しく地域資源を活用した商品などの開発等に対する取り組みを支援する「ふるさと名物応援事業」などの新しい事業も実施されました。

今年はこれまで以上に、中小企業・小規模事業者に寄り添った伴走型支援機関としてより一層きめ細かな経営支援を実践していかなくてはなりません。現在、170の商工会が「経営発達支援計画」の認定を受けておりますが、できる限り早く全ての商工会が認定されるよう、各都道府県商工会連合会とも連携してまいります。

また、職員の資質向上や、支援サービス充実に懸命に取り組む、原材料、人件費高に苦しむ中小企業・小規模事業者の生産性向上にも寄与していく所存です。

あわせて地域の振興・創生の中心的役割を担うことで「信頼される商工会」「頼りにされる商工会」を目指してまいりますので、引き続き、皆様のご支援をお願い申し上げます。

終わりに、全国の商工会員の皆様並びに関係各位にとりまして、今年が明るい一年となりますよう心よりご祈念申し上げます。

平成28年 元旦

第4回

商工会青年部グルメグランプリ ～ G☆STAR☆FOODS ～ を開催



挨拶する星野会長

群馬県商工会青年部連合会（星野飛雄馬会長）は、12月13日（日）高崎市もてなし広場で第4回商工会青年部グルメグランプリを開催しました。県下41の商工会青年部と県内の3つの高校、各地域のお勧めメニューをもつ7事業所が参加し、全51種の出場となりました。

星野会長は開会式で「県内各地域の食材を有効に活用し、特色のある新しいグルメの開発促進を図りたい」と意気込みを語りました。

曇天の中、会場には大勢の人が来場して大変な賑わいとなり、抽選コーナーには行列ができました。来場者による投票の結果、群馬伊勢崎商工会青年部の「伊勢崎アゲ♂アゲ♂パン」がグランプリに輝き、群馬伊勢崎商工会青年部は3連覇を達成しました。

また、学生グランプリは「こしねあんかけうどん」で群馬県立富岡実業高等学校が初の受賞となりました。

- | | |
|-------------------------------|----------------------------|
| グランプリ | 群馬伊勢崎商工会青年部 伊勢崎アゲ♂アゲ♂パン |
| 第2位 | 高崎市群馬商工会青年部 上州餡掛けうどん |
| 第3位 | 昭和村商工会青年部 牛すじぶるぶるこんにゃく鍋 |
| 学生グランプリ | 群馬県立富岡実業高等学校 こしねあんかけうどん |
| <特別賞> 県青連会長賞 | 嬭恋村商工会青年部 あさま噴火ポテト |



大勢の来場者で賑わった場内



群馬伊勢崎商工会青年部
伊勢崎アゲ♂アゲ♂パン



高崎市群馬商工会青年部
上州餡掛けうどん



昭和村商工会青年部
牛すじぶるぶるこんにゃく鍋



V3を達成した群馬伊勢崎商工会青年部の皆さん



群馬県立富岡実業高等学校
こしねあんかけうどん



嬭恋村商工会青年部
あさま噴火ポテト

消費税転嫁の悩み、いますぐ地元の商工会へ!

商工会では地元企業の皆様に向け、経営相談を無料で実施しています。

1

消費税が8%になったら
お客さまが減っちゃったのよね

資金繰りも心配だなあ

国の価格転嫁対策を
教えて欲しいんだが

これを機に
経営体制の改善
をしないと…

経理処理も
見直したいわ

2

平成29年
4月1日から
**消費税率が
10%にアップ!**

仕入れコストのアップ
による資金繰りなど
消費税転嫁対策の事は
早めにお近くの
商工会にご相談を!

消費税転嫁対策窓口相談等事業

群馬県商工会連合会

お問い合わせ

〒371-0047 前橋市関根町三丁目8番地の1
TEL: 027-231-9779

小規模企業共済

小規模企業共済
50th

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が
廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
おかげさまで、今年50周年を迎えました。

制度の特長

1

全国 **125万人**
が加入

昭和40年に発足した実績ある
制度で、現在は全国の経営者約
125万人が加入しています。
(H27.3末現在)

2

掛金は
全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共
済等掛金控除」として、課税対象
所得から控除できます。

3

受取時も
税制メリット

共済金の受取は、一括の場合
は「退職所得扱い」、分割
の場合は「公的年金等の雑
所得扱い」です。

経営者のための
退職金制度です!

中小機構

TEL: 050-5541-7171
(共済相談室)

小規模企業共済

検索

www.smrj.go.jp/skyosai

平成28年経済センサス - 活動調査を実施します。



- ▶平成28年6月1日現在で、全国すべての事業所・企業を対象に経済センサス-活動調査を実施いたします。
- ▶調査結果は、各種行政施策をはじめ、地域の産業振興や商店街の活性化などの地域行政のための基礎資料として利活用されます。
- ▶調査の趣旨・必要性をご理解いただき、調査票がお手元に届きましたら、ご回答をよろしくお願い申し上げます。

総務省・経済産業省

女性活躍推進法が成立しました！

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定されました。

これにより、平成28年4月1日から労働者301人以上の企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられることとなります。

◆「女性活躍推進法」については、群馬労働局雇用均等室(027-896-4739)までお問い合わせください。

群馬労働局の個別労働紛争解決制度のご案内

簡易・迅速・無料・秘密厳守の解決援助サービスをお気軽にご利用ください

解雇、労働条件の変更、退職勧奨、いじめなど労働に係る紛争問題でお困りの労働者、事業主のみなさん、群馬労働局では県内9箇所に「総合労働相談コーナー」を設け、3つの制度でトラブルの解決をサポートしております。

窓口・電話での相談、情報提供、当事者に解決の方向を示す口頭助言、労働問題の専門家が間に入り解決を図るあっせん制度があり、利用は無料です。

◆群馬労働局総合労働相談コーナー(027-896-4733)

- ・前橋(027-896-3062) ・伊勢崎(0270-25-3363) ・高崎(027-322-4661)
- ・太田(0276-45-9920) ・沼田(0278-23-0323) ・桐生(0277-44-3523)
- ・中之条(0279-75-3034)までお問い合わせください。 ・藤岡(0274-22-1418)

国家公務員の再就職等規制にご協力を

国家公務員の民間企業等への再就職は禁じられていますが、国家公務員法では、公務の公正性に対する国民の信頼を確保するため、次の3つのルールを設けています。

- ① 現職の国家公務員が、企業等に対し、他の国家公務員・OBの再就職を依頼することや、再就職させる目的で情報提供等を行うことは禁止されています。
- ② 現職の国家公務員が、利害関係企業等に対し、在職中に求職活動することは禁止されています。
- ③ 再就職した国家公務員OBが、再就職先の契約や処分に關し、便宜を図るよう元の職場に働きかけをすることは禁止されています。(原則、退職後2年間)



☆各企業へお願い

規制違反を未然に防ぐ観点から、国家公務員・OBにこうした行為を求めないよう、また、規制違反が疑われる行為を見聞きした場合には、左記連絡先まで情報提供いただくよう、お願いいたします。

お問合せ先

内閣府 再就職等監視委員会事務局

電話 03・62688・7660〜7668

URL <http://www5.cao.go.jp/kanshi/index.html>

県内2商工会(川場村・みなかみ町)の「経営発達支援計画」が認定されました

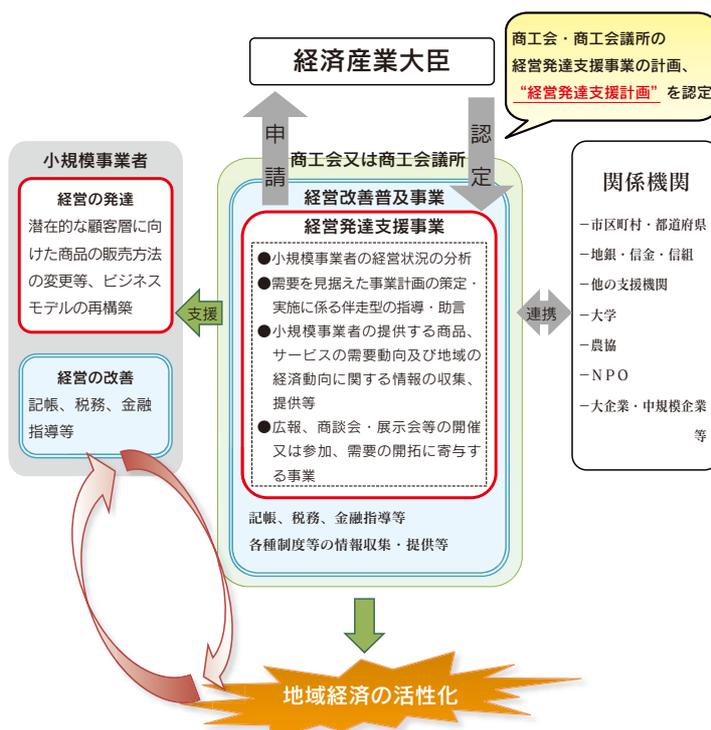
平成26年の小規模支援法の改正により国は、小規模事業者に寄り添って支援する体制や能力を整えた商工会等の支援計画（経営発達支援計画）を認定・公表しています。昨年11月に公表された第2回（第1次認定）の認定では、本県商工会地区初となる、川場村商工会とみなかみ町商工会の2件の計画が認定されました。

本事業計画は、商工会が従来から実施してきた経営改善普及事業としての経営・金融・税務・労働を中心とした指導業務から、小規模事業者を取り巻く現況と課題を踏まえ、新たに経営戦略や商品企画、販路開拓など、すぐに「正解」の出ない諸問題に対して、地域の需要を見据えた支援計画の策定から実施に向けた伴走型の事業者支援が計画の骨子となります。

国は、その体制や能力を備えた支援計画を認定・公表し、認定を受けた商工会等は国の補助金や日本政策金融公庫の小規模事業者経営発達支援融資の利用が可能となります。

今後は、県内すべての商工会がこの認定へ向けて取り組んでいく予定です。

【地域ぐるみで小規模事業者を面的に支援する体制】



認定を受けた商工会の計画概要

●川場村商工会 (目標) 農業プラス観光の地域づくりを推進！

群馬県商工会連合会、群馬県、川場村、よろず支援拠点、日本政策金融公庫、その他支援機関と連携し、小規模事業者の経営力向上、販売促進等を継続して支援するとともに、農業者に対して6次産業化による起業支援や農商工連携による農産品のブランド化戦略等を行うプロジェクトを構築し、会員事業所との連携や組織力強化を図ることを通して、「農業プラス観光」の地域づくりを進める。

●みなかみ町商工会 (目標) 観光関連産業の再興と後継者の育成を支援！

みなかみ町、群馬県商工会連合会、群馬県、地域金融機関その他支援機関と連携し、地域における小規模事業者の売上増加と経営力向上及び6次産業化等を積極的に支援するとともに観光温泉地として当町をアピールし、「地場産業『観光関連業』の再興」と後継者の育成を目標とする。

※上記事業内容の詳細につきましては、経済産業省HPにおいて公開されています。

商工会改革『総括結果』報告

平成22年度から平成26年度まで「会員事業所の経営力向上と商工会の支援能力向上」を目指し、商工会改革を進めて参りました。5年間の商工会改革の総括結果を次のとおりご報告いたします。(以下、「商工会連合会」を「県連」と言う。)

【結果欄】の見方 【○】: ほぼ達成 【△】: 一部達成したが不十分 【×】: 不十分

| I 会員支援体制の強化 | | 結果 |
|--------------------------|---|----|
| 1. 広域連携エリアの設定 | 県連1箇所を広域支援センターを設置し、高度・専門的な相談に特化している。 | ○ |
| 2. 巡回の徹底 | 巡回件数は商工会によって差があり、全体として減少したが巡回の質は向上した。 | △ |
| 3. 巡回実施体制の確保 | 大規模イベント等により、巡回実施体制が確保できない事がある。 | △ |
| 4. 経営改善普及事業と地域振興事業のあり方検討 | 経営改善普及事業に重点を置くべきだが、地域振興事業が重点の商工会もある。 | △ |
| 5. 会員メリットの見える化 | 広報誌、ホームページ、巡回等で周知を行ったが、情報が十分に伝わっていない。 | △ |
| 6. 県連と各商工会のあり方検討 | 県連1か所を広域支援センターを設置した。(H27年度) | △ |
| II 商工会組織財政の強化 | | 結果 |
| 1. 商工会広域合併の推進 | 実際の商工会合併は、しぶかわ商工会、みどり市商工会の2商工会であった。 | △ |
| 2. 商工会財政基盤の強化 | 職員給与を削減し、全体として健全化した。 | ○ |
| 3. 記帳指導事業のあり方検討 | 記帳機械化の推進、手数料の見直し等は踏み込んだ対応ができなかった。 | × |
| 4. 共済事業のあり方検討 | 商工貯蓄共済の口数は減少しており福祉共済のメリットも十分に伝わっていない。 | △ |
| III 商工会指導環境整備の推進 | | 結果 |
| 1. 人事権の一元化 | 人事権の一元化を行い、人事管理を県連で統一して実施するようになった。 | ○ |
| 2. 職員の資質の向上 | ①広域支援センターによるOJTを実施したが効果は充分でない ②職員研修会の内容を充実させた ③小規模事業者持続化補助金の実績は全国上位で成果があった。 | △ |
| 3. 職員の処遇改正 | 人材育成評価制度で目標管理制度を導入したが、処遇改善には至っていない。 | △ |
| 4. 事務局組織の改編 | 職員を指導職と事務職に分け、給与を見直し、職員全員で業務が推進できるよう意識付けを行った。 | ○ |

第1回 商工会改革2020検討委員会開催

平成27年11月4日(水)、前橋市の商工連会館で商工会改革2020検討委員会が開催されました。18名の委員の中から委員長に前橋東部商工会 石川修司会長、副委員長に邑楽町商工会 中繁基会長を選任し、平成22年度から平成26年度までの実績を総括した上で、平成27年度からの新構想について活発な意見交換が行われました。以下、主な協議結果をご報告いたします。

1. 商工会改革2020の柱

①経営支援 ②創業支援 ③事業承継支援 ④商工会の財政基盤強化

2. 商工会改革2020を実現する為の方策

- ①数値化可能な目標はできるだけ多く年度毎に数値目標を設定する
- ②PDCA (Plan・Do・Check・Action) サイクルを回す為、高めの数値目標とする
- ③検証委員会は毎年度数値結果をチェックし、改善案を提出する
- ④商工会長は改革実現・目標達成の為、商工会のトップとして適切なマネジメントを行う

今後も継続して商工会改革について取り組んでいく事となりました。

商工会長研修会開催

平成27年9月28日（月）、前橋市の商工連会館において全国商工会連合会の後藤常務を講師とする商工会長研修会が開催され、県内の商工会長等41名が参加しました。

後藤常務の主な講演内容

○商工会と商工会議所の違い

- ・商工会は「商工業に関し、相談に応じ又は指導を行うこと」
- ・商工会議所は「意見を公表し、これを国会、行政庁に具申し、建議する」と一番最初に記載されている事業が異なる。よって商工会と商工会議所は似て非なるものである。

○商工会の会員企業への巡回

昭和35年、商工会発足時の衆議院の商工委員会の答弁で「待っていて相談に乗るという消極的なものではなく、むしろ出かけて行って手を取って指導するという必要を実感する」と当時から巡回を基本としていた。

○中小企業・小規模企業関連法の推移について

- ・昭和38年 中小企業基本法（大企業と中小企業の格差是正を目的）
- ・平成11年 新中小企業基本法（頑張る中小企業を応援するよう改正）
- ・平成26年 小規模企業振興基本法（小規模企業の持続的発展の重要性を認識）

○商工会の3本の矢

①地方交付金算定基礎の見直し ②都道府県小規模企業振興条例制定 ③経営発達支援計画で機能強化

○現在の商工会の課題

会員数減少、財政基盤の脆弱、三層間の連携の弱さ、人的資源の弱さなど

○今後の取り組みの3つの視点

①支援とその成果の公表 ②会員支援能力の向上 ③国の施策の活用促進



全国商工会連合会 後藤常務

事例発表

前橋東部商工会 石川修司会長より「会員支援の取り組み」、川場村商工会 原澤順一会長より「会員支援と地域経済活性化」の事例発表が行われ、充実した研修となりました。

自民党群馬県連「商工議員連盟」と群馬県商工会連合会との懇談会

平成27年11月13日（金）群馬ロイヤルホテルにおいて、自由民主党群馬県連合会「商工議員連盟」と商工会連合会との懇談会が五年ぶりに開催されました。「商工議員連盟」からは、11名の県議の出席を頂き、連合会からは高橋会長、副会長、各地区商工会連絡協議会会長が出席しました。

商工議員連盟松本会長は、県議会は県内産業の活性化と全国各地との経済交流の活発化を目指して活動していること、今回の懇談会を契機として、今後は定期的な意見交換を再開していきたいと挨拶されました。商工会連合会高橋会長からは、小規模企業振興基本法が制定されたことから、県でも小規模企業振興条例を制定して頂けるよう知事へ要望書の提出を行うこと、商工会事務局長の設置基準について県と協議中であることを説明、今後の支援をお願いしました。



続いて、各商工会連絡協議会長から、各地区の経済情勢とともに、未だに中小・小規模企業等は厳しい状況下にあることを説明し、小規模企業振興条例の制定について協力をお願いしました。千代専務からは、小規模企業振興条例制定要望への経緯と、現在商工会で進めている商工会改革基本構想「ぐんま2020」について説明、条例の制定と構想に基づく商工会改革を進めることで、商工会をさらに会員へのサービスに徹した組織にする方針についての説明を行い、協力をお願いしました。

その後、出席県議会議員から、マイナンバー制度などの施策は、企業特に小規模企業者の事務負担が大きく、事業者は商工会に頼らなければならない。商工会は必要な組織であり、今後の対策について皆さんと議論していきたい、との意見が表明されました。

結びに松本会長から、この懇談会で協力依頼のあった事案については、少しでも県政に反映できるよう出席議員を中心に努力したい、との挨拶がありました。最後に、両者の懇談会を、今後は定期的に行っていくことをお互いに確認し、閉会となりました。



キーポイント

経営column

29

躍進する企業には新商品開発がある

今回の躍進する企業には新商品開発がある。では、「機能性表示食品」の安全性や機能性の確保について、消費者庁の発表内容を説明させていただきます。



～自己紹介～

氏名 菅田 洋之
資格 中小企業診断士
専門分野 マーケティング 加工食品の新商品開発支援

1. 概要

(1) 届出

事業者が、国の定めた一定のルールに基づき安全性や機能性に関する評価を行うとともに、生産・製造、品質の管理の体制、健康被害の情報収集体制を整え、商品の販売日の60日前までに消費者庁長官に届け出ることとなっています。

(2) 公開及び確認

届け出られた内容は、消費者庁のウェブサイトで公開されます。消費者の皆さんは、商品の安全性や機能性がどのように確保されているのかなどについて、商品の情報を販売前に確認できます。

肯定的な結果だけでなく、否定的な結果もすべてあわせて、「機能性がある」と認められるかどうかを総合的に判断するものです。

研究レビューを行う人は、研究論文が登録されているデータベースを用いて、論文を抽出します。抽出に当たっては、検索に用いるキーワードなどあらかじめ条件を設定します。抽出された論文を絞り込み、最終製品又は機能性関与成分に「機能性がある」と認められているのか、もしくは認められていないのかを分類します。事業者の都合で機能性があることを示す論文だけを意図的に抽出することはできません。



2. 安全性の評価

以下のいずれかによって、評価されます。

- ・今まで広く食べられていたかどうかの食経験
- ・安全性に関する既存情報の調査
- ・動物や人を用いての安全性試験の実施
(医薬品との相互作用などについても評価されます。)



4. 製造と品質管理

以下のような体制を整えることとなっています。

- ・加工食品の場合、製造施設・従業員の衛生管理体制
- ・生鮮食品の場合、生産・採取・漁獲などの衛生管理体制
- ・規格外製品の出荷防止体制
- ・機能性関与成分の分析方法



3. 機能性の評価

以下のいずれかによって、評価されます。

- 最終製品を用いた臨床試験
- 最終製品又は機能性関与成分に関する文献調査(研究レビュー)*

「どのような科学的根拠に基づいて」「どのような人が」「どのように摂取すると」「どのような機能性があるのか」が明らかにされます。

※研究レビューとは

機能性の「科学的根拠」を示す手法の一つとして認められているものに研究レビュー(システムティックレビュー)があります。

5. 健康被害の情報収集体制

消費者、医療従事者などからの連絡を受けるための体制が整えられています。パッケージに事業者の連絡先(電話番号)が必ず表示されています。

これら2~5について事業者から届け出られた情報が消費者庁のウェブサイトで公開されますので、ご覧ください。届出番号ごとに安全性や機能性の根拠などに関する情報を知ることができます。

次回の「躍進する企業には新商品開発がある」では、補助金について説明させていただきます。

コラムに記載の内容、およびそれ以外中小企業経営に関してのご相談、ご質問等がございましたら、お気軽にお問合せ下さい。
お問合せ先:群馬県商工会連合会経営支援課 TEL:027-231-9779